



島根県報

令和6年10月8日(火)
第556号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	(農山漁村振興課)	2
特別保護地区の指定	(〃)	2
特定獣具使用禁止区域の指定	(〃)	3
鳥獣保護区の指定の一部改正(5件)	(〃)	4
土地収用法の規定による事業の認定	(用地対策課)	5

【公 告】

公共測量の実施	(技術管理課)	7
---------	---------	---

【特定調達公告】

島根県統合型G I S構築・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	(用地対策課)	8
----------------------------------	---------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		8
---	--	---

告示**島根県告示第608号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟・鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸山達也

弥栄キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 浜田市の一部 2 面積 10,550ヘクタール 3 存続期間 令和6年11月1日から令和9年10月31日まで
大和西ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 邑智郡美郷町の一部 2 面積 2,587ヘクタール 3 存続期間 令和6年11月1日から令和9年10月31日まで
ニホンジカ捕獲禁止区域	1 区域 出雲市の一部 2 面積 6,980ヘクタール 3 存続期間 令和6年11月1日から令和8年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第609号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸山達也

大森特別保護地区	1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部 2 面積 29.0ヘクタール 3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで 4 特別保護地区の保護に関する指針
----------	---

	掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
--	--

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第610号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸山達也

安来干拓特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 安来市の一部</p> <p>2 面積 204ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
揖屋干拓特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 松江市の一部</p> <p>2 面積 323ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
久村特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 出雲市的一部分</p> <p>2 面積 42ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
東池特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 大田市的一部分</p> <p>2 面積 8ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p>

	<p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
石見特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 邑智郡邑南町の一部</p> <p>2 面積 185ヘクタール</p> <p>3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林水産振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第611号

鳥獣保護区の指定（昭和49年島根県告示第592号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表（備考を除く。）中「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第612号

鳥獣保護区の指定（昭和49年島根県告示第620号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表（備考を除く。）中「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第613号

鳥獣保護区の指定（昭和54年島根県告示第902号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

表西忌部鳥獣保護区の項及び片句鳥獣保護区の項中「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表三瓶山鳥獣保護区の項中「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、

「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第614号

鳥獣保護区の指定（昭和59年島根県告示第963号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表（備考を除く。）中「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第615号

鳥獣保護区の指定（平成6年島根県告示第910号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表（備考を除く。）中「平成26年11月1日から平成36年10月31日まで」を「令和6年11月1日から令和16年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表の備考中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第616号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

松江市

2 事業の種類

（仮称）湖北学園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県松江市打出町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県松江市打出町地内における15,271.67平方メートルの土地を起業地とする「（仮称）湖

北学園整備事業」（以下、「本件事業」という。）である。

本件事業は、松江市が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく義務教育学校と幼稚園の統合により不足するグラウンドを整備する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第21号に掲げる学校教育法第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である松江市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

松江市湖北地区における学校施設は、幼稚園が大野幼稚園、秋鹿幼稚園及び古江幼稚園の3園、小学校が大野小学校、秋鹿小学校及び古江小学校の3校、中学校は湖北中学校1校が配置されている。

湖北地区の児童数及び学級数は、大野小学校23人3学級、秋鹿小学校59人5学級、古江小学校223人9学級となっており、国の定める標準学級数である「12学級以上18学級以下」について3校中2校において大きく下回っているため、様々な他者と触れ合い、多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合って学校生活を送ることが困難となっており、また、将来推計においても児童数、生徒数が減少することが予想されており、状況が改善される見込みはない。

さらに、教育施設の建築年は、大野幼稚園：昭和55年、秋鹿幼稚園：昭和57年、古江幼稚園：昭和51年、大野小学校：昭和48年、秋鹿小学校：昭和54年、古江小学校：昭和47年と全ての施設で建築後40年を超えており、文部科学省の所管する学校施設環境改善交付金事業における長寿命化改良事業の対象となる建築後40年以上の条件を満たしており、多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供及び長寿命化を図るための建物改良事業を行う必要がある。

これらの状況のなか、3地区で地元協議を行った結果、令和2年7月に地区から小学校及び幼稚園を統合するとの意見を得た。

本件事業の完成により、一定数の児童生徒数及び学級数を確保することができ、経験年数、専門性、男女比等についてバランスの取れた教職員集団が配置されることが可能となり、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることも可能となることから、公益に寄与するところが極めて大きなものがあると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業の施行にあたっては、防音及び防塵に努め、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や工事用車両の通行等について十分配慮し、周辺環境への影響が最小限となるよう努めるとされていることから周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

また、起業者が行った関係部署への照会結果によると、本件事業に係る土地において、埋蔵文化財は過去に存在していたが現在は消滅しているため事前協議の必要はない旨の回答を受けているが、事業実施にあたり、遺跡等が発見された場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じることとされている。

希少野生動植物については、動物について、重要な種が1種確認されているものの、現地確認においては確認されておらず、事業実施にあたり、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合には、適切な保全対策を講じること

ととされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、（仮称）湖北学園整備事業という性格上、湖北中学校の周辺から候補地A（湖北中学校東側、以下「申請地」という。）、候補地B（湖北中学校北側）の2か所を候補地として挙げ、検討が行われており、申請地は他の候補地と比較すると、自然災害に対し安全な場所であること、必要面積を十分に確保することができること、経済性に優れていることなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)のアで述べたように、湖北地区の児童数及び学級数は、国の定める標準学級数である「12学級以上18学級以下」について大きく下回っているため、様々な他者と触れ合い、多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合って学校生活を送ることが困難となっており、また、将来推計においても児童数、生徒数が減少することが予想されており、状況が改善される見込みはない状況を考慮すると、早急に事業を施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松江市役所（教育総務課）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年9月24日から令和7年1月31日まで

3 作業地域

雲南市大東町田中地内

特　定　調　達　公　告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県統合型G I S構築・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部用地対策課 島根県松江市殿町8番地

3 隨意契約の相手方を決定した日

令和6年9月26日

4 隨意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社パスコ 山陰営業所 所長 岩橋 徹 島根県松江市朝日町498番地6

5 隨意契約に係る契約金額

85,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 隨意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

島　根　県　病　院　局　告　示**島根県病院局告示第6号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年10月9日から施行する。

令和6年10月8日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

産後訪問指導料の項の次に次の3項を加える。

産後ケア（通所型）

母及び乳児1人又は母のみ 1回につき 9,500円

母及び乳児2人 1回につき 12,500円

母及び乳児3人 1回につき 21,000円

産後ケア（短期入所型）

母及び乳児1人又は母のみ 1泊につき 35,000円

母及び乳児2人 1泊につき 45,000円

母及び乳児3人 1泊につき 55,000円

アロマテラピー教室参加料 1回につき 1,900円

沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン接種料

初診 1回につき 13,200円

再診 1回につき 13,200円